

第3回大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会（概要）

開催日：令和7年12月17日（水）

場所：大田区役所本庁舎5階 特別会議室

出席者：委員長：小島勇人、委員：佐藤郁美、谷口尚子

※堀江敏雄委員は欠席。事前に意見提出があり、当日は事務局が代読。

事務局：大田区選挙管理委員会事務局

【1. 開催趣旨と位置付け】

第3回委員会は、第2回委員会において整理された課題及び事務局改善案を踏まえ、①投票録及び開票録の調査、②白票を用いた投票総数の調整に係る構造的な課題及び再発防止策、③再発防止策に係る検討材料等について検討を行うため開催した。

また、本委員会では、捜査機関による調査が継続している事項や、個人を識別し得る事実関係を含め審議を行うことから、率直な意見交換と審議の公正性を確保する観点より非公開とした。

【2. 事務局による説明の要点】

（1）前回（第2回）委員会のふりかえり

事務局から、第2回委員会での議論内容について、開催趣旨、説明事項、委員意見及び今後の方向性を整理した資料に基づき説明が行われた。

第2回では、不在者投票者数の二重計上及び白票水増しという不適正処理が起こり得ることを前提に、業務体制、研修状況、時間的制約、職員アンケート結果等から今回の不適正処理に至る構造的課題を整理し、改善の方向性を議論したことについて改めて共有された。

（2）投票録及び開票録の調査について

事務局から、当該選挙及び公職選挙法に規定された保存期間内にある過去の選挙資料と投票録及び開票録等の記録の照合作業を行った結果に基づき、概要等について説明が行われた。なお、本調査は、あくまでも参考として事務局が確認可能な範囲で行ったものであり、個別事案の事実認定については捜査機関の判断に委ねること、また本資料は捜査中案件のため非公開とすることが説明された。

その照合作業の結果、一部の選挙において記録間に数値の相違が確認された事例があることが報告され、当該事実は再発防止策を検討する上で必要な前提として本委員会において共有された。

（3）白票を用いた投票総数の調整に係る構造的な課題及び再発防止策

事務局から、今回の不適正処理において白票による投票総数調整が

可能であった理由について、現行の開票事務フローを踏まえた構造的課題の説明が行われた。具体的には、端数票に付すバーコード付票が手書きで作成され、当該端数票数の真正性を確認する仕組みが十分でなかったこと、開票終盤時にできるだけ確定時刻を早めたいという心理的プレッシャーが不適切処理にむかわせる誤った判断を誘発し得る構造となっていたことが課題として示された。

これに対する再発防止策として、手書きの端数票数が記載されたバーコード付票作成時における複数名の担当者の確認及び押印の義務付け、責任者の明確化、付票様式及び集計手順の見直し、ならびに投票者総数と投票総数に齟齬が生じた場合の対応フローを新たに定めたことが説明された。

(4) 再発防止策に係る検討材料

第2回委員会での委員からの意見を踏まえ、事務局から、数値管理体制の見直し、組織・権限の明確化、実務を担う職員の研修体系の再構築、確定時刻を早めたいという時間的制約への対応、適正処理に必要な人員体制の再整理等を盛り込んだ改善案について説明が行われた。

【3. 委員からの主な意見・指摘】

(1) 投票録及び開票録の調査に関して

委員からは、記録間に相違が確認された事実について、投票者数や無効票数等に係るものであり、当落に影響を及ぼすものではないとしても、選挙人の投票結果の重要性に鑑み、再発防止の観点から要因として整理すべきであるとの意見があった。

一方で、当該事例に係る詳細な事実関係の検証や責任の所在の確定については、第三者委員会の役割や調査権限の範囲を超えるものであり、捜査機関の判断に委ねることが適当であるとの認識が示された。

また、今回確認された事例については、本委員会での検討している再発防止策を適切に講じることにより、同様の事案の発生は防止可能であるとの意見があった。

(2) 白票調整が可能であった構造的課題について

白票数を用いた調整が事務的に可能であった点について、チェック体制や手続が十分に整備されていなかったことが背景にあるとの指摘があった。

その上で、不適正処理の機会を与えないチェック体制や手続きが十分に整備された構造へ改めることが重要であり、複数の担当者による確認、押印、責任者の明確化、決定過程の可視化といった再発防止策は有効であるとの評価が示された。あわせて、押印行為は形式的なものではなく、

実質的な確認と責任を伴うものであることを職員に徹底すべきとの意見があった。

(3) 投票者総数と投票総数との間の齟齬発生時の対応フローについて

新たに作成されたフローチャートについては、具体的かつ実務的であり評価できるとの意見があった一方、再点検開始を判断する主体や、内部調整・外部報告・再点検を行う判断をどの段階で行うかについて、より分かりやすい整理が望ましいとの指摘があった。

また、今回の不適正処理に至るまでに、時間的に逼迫する中で、報告・連絡・相談や判断過程の記録が十分に機能しなかった可能性にも言及があり、最終的に齟齬した原因が特定できない場合であっても、齟齬の事実を隠さず速やかに公表し、正確性を優先する姿勢が重要であるとの認識が共有された。

(4) 研修及び意識改革について

技術的・実務的な研修に加え、選挙事務が民主主義の基盤を支える重要な業務であること、正確性を最優先とすべきとの認識について、幹部職員を含めて徹底する必要があるとの意見があった。

また、選挙管理委員会事務局の業務は、選挙の時期と平常時によりマンパワー等の体制や業務量が大きく変動するという特殊性があることから、実務上のノウハウの蓄積や継承が困難になりやすいとの指摘があり、組織としての体制整備と継続的な人材育成が必要であるとの意見が示された。

その上で、時間的制約や周囲の雰囲気の中で誤った判断を正当化しないための意識付けが不可欠であるとの認識が共有された。

【4. 今後の方向性】

本委員会での議論を踏まえ、次回委員会では、これまで審議整理してきた現状認識から見えた課題及びそれらへの改善策案を基に、不適正処理の再発防止に向けた提言案を提示し、最終的なまとめに向けた検討を行うこととした。